

映画制作における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン

2020年5月29日策定
協同組合日本映画製作者協会

1. はじめに

本ガイドラインは、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年3月28日（令和2年5月4日変更）新型コロナウイルス感染症対策本部決定。以下、「対処方針」という。）を踏まえ、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（2020年5月4日。以下、「提言」という。）において示されたガイドライン作成の求めに応じ、協同組合日本映画製作者協会の会員（以下、制作プロダクション）が行う映画制作における新型コロナウイルス感染予防対策として実施すべき基本的事項を整理するものである。

本ガイドラインでは、提言4.（2）「業種ごとの感染拡大予防ガイドラインに関する留意点」、別添「『新たな生活様式』の実践例」における留意点及び「緊急事態の維持及び緩和等に関して（令和2年5月4日付事務連絡）（内閣官房新型コロナウイルス感染症対策室長）」を参考に、場面ごとに具体的な感染予防対策を規定している。

制作プロダクションは、対処方針の趣旨・内容を十分に理解した上で、本ガイドラインに示された「映画制作における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドラインの目的と運用」及び「新型コロナウイルス感染及び拡大を防止する具体策」を踏まえ、新型コロナウイルスの感染予防に取り組むとともに、社会基盤としての役割を継続的に果たすよう努力することが求められる。

なお、本ガイドラインの内容は、今後の対処方針の変更のほか、感染拡大の動向や専門家の知見等を踏まえ、必要に応じて適宜改訂を行うものとする。

2. 映画制作における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドラインの目的と運用

目的

映画制作における新型コロナウイルス感染予防コロナ対策ガイドライン（以下、本ガイドラインという）の第一義は、映画制作過程において、新型コロナウイルス感染症（正式名称：COVID-19）の感染及び感染拡大を防止する努力を行うにあたり、感染症リスク低減、治療法の確立、ワクチンの開発などにより健康と安全・安心を十分に確保できる段階に至るまで、感染症対策を具体的に明示することにある。

運用に際して

制作プロダクションは、企画・制作である事業者（以下、映画製作者という）との合意のもと、本ガイドラインを根拠とした新型コロナウイルス対策ガイドラインを作成する。

制作プロダクションは、制作を開始する以前に、映画製作者にガイドラインの実行にかかる費用、中断・中止におけるリスクを明示し、説明し、制作を委託される際に交わされる契約書に明示する。

制作プロダクションは、制作に関わる俳優、スタッフ、スタジオ関係者、ロケーション協力者など映画製作に関わるすべての人（以下、作品関係者という）に、事前に新型コロナウイルスガイドラインを提示し、説明して合意を得なければならない。特に、スタッフ、機材等の撮影現場に参加する事業者、スタジオ関係者に向けてガイドラインの具体策を説明し、その徹底を指導する責任がある。

3. 新型コロナウイルス感染及び拡大を防止する具体策

本ガイドラインは、基本的な必須項目を提示する。

本ガイドラインは、感染拡大状況や社会状況に応じて、必要に応じて適宜改訂を行うものとする。

尚、各制作プロダクションは、本ガイドラインを根拠に、各作品ごとに、別紙添付する「新型コロナウイルス対策ガイドライン作成のための手引き」を参考にして、各作品の作品関係者が合意できるガイドラインを作成することとする。

新型コロナウイルス感染防止策の説明と合意

制作プロダクションは、作成したガイドラインに基づき、すべての作品関係者に内容を明示し、説明し、感染防止策の徹底を周知させ、合意を得なければならない。

感染防止について

① マスク着用の徹底と指導

制作プロダクションは、準備期間中、撮影期間、仕上げ期間のすべての制作工程（以下、映画制作工程という）において、作品関係者にマスクの着用を義務付ける。

② 手洗い・うがいの徹底

制作プロダクションは、作品関係者に手洗い、うがいの徹底を指導し、そのための環境を設定しなければならない。

③ 消毒作業の実行

消毒ジェルのあるスタンドを各所に設置し、手などの消毒の徹底を指導する。また、すべてのスタッフには携帯用の消毒液スプレー等を配布し、現場や、機材等の消毒に利用してもらおう。

④ 換気

映画制作工程の中で、室内での作業の際は、定期的な換気を行う。

⑤ 廃棄物処理

使用済みマスク、手拭き後のペーパー、消毒に使用した布巾などに使用したものは、一般ごみと区別して廃棄する。

⑥ ソーシャルディスタンス

映画制作工程において、複数人数での作業時は、可能な限り一人に対して4平米以上のスペースを確保し、互いに2メートルの間隔を維持するようにする。

俳優の演技など、不可能な場合はその時間を極力短時間にする。

撮影現場において、室内での最大人数は50人までとする。

移動の際の車両乗車人数を制限し、乗車定員の50%を目安として、人員間の距離を確保する。

⑦ 飲食における感染防止

食事場所においても、可能な限り一人に対して4平米以上のスペースを確保し、互いに2メートルの間隔を維持するようにする。スペースの確保が難しい場合は、アクリル板や段ボールで仕切りを作り、感染を防止する対策をとる。

食事は事前に包装された状態で個別に提供する。ケータリングは、事前に業者と打ち合わせの上、衛生面の安全が十分に確保できる場合のみとする。

映画制作の慣例である、クラフトサービススペース、ジョグポットによる飲料の提供は、禁止とし、個別に提供できる容器を使用する。

また、打ち上げ、地方ロケ時の飲み会などは自粛するのが望ましい。会食などの際は、出来るだけ少人数での会食を心がける。

健康管理と感染時の対応

① 検温・体調確認のルールを定め、実施する

作業に参加する作品関係者に自宅出発前の健康チェックを義務付け、感染の疑い例に該当する場合は、いかなる場合であっても自宅待機とする。

作業に参加するすべての作品関係者に、開始前に非接触型体温計による再度の検温と体調チェックを実施。感染の疑い例（当項目の末文に記載）に該当する場合は、いかなる場合であっても作業現場への立ち入りを禁止する。

尚、検温・体調確認のデータは、必要最小限のスタッフのみが管理するなど、個人情報管理に配慮する。

② 体調不良者が発生した場合のルールを定め、実施する

感染の疑い例に該当する作品関係者（以下、体調不良者という）が発生した場合は、プロデューサー部または担当者に報告し、対応を確認し、指示に従うこと。体調不良者は医師の診断を受け、新型コロナ感染ではないことを証明する医師の診断書またはそれと同等の書類を確認するまでは、映画制作工程に参加できない。上記の対応から知り得る情報は、プロデューサー部および担当者のみが管理する。

③ 新型コロナ感染者が発生した場合のルールを定め、実施する

体調不良者が、PCR 検査など信頼できる検査により陽性が確認した場合、制作プロダクションは、映画製作者の判断のもと、撮影を中断し、対応を協議のうえ作品関係者に周知する。この場合の情報もプロデューサー部および担当者のみが管理し、個人情報に配慮した対応をする。

制作プロダクションは、作品関係者が保健所などのヒアリング（濃厚接触者の確認）に協力するよう指示する。

尚、新型コロナウイルスは、誰にでも感染する可能性がある病気であり、どのような場合であっても、感染者に対する差別的な行為は、断固として許されるものではない。

④ 医療関係者との連携

あらかじめ、撮影地域の医療機関と連携するなど、状況に応じた感染防止、感染の疑い例に該当する事例が発生した場合などによる相談が随時可能な体制を構築する。医療機関と協力して PCR 検査をすみやかに受診できるシステムを構築することが望まれる。

☆体調不良の定義

- ・発熱、咳、全身倦怠感、息苦しさ等いずれかの症状がある。
- ・無症状であっても体温が 37.5℃以上ある。
- ・明らかに既往症、持病などによる上記以外の症状の場合は、プロデューサー一部と相談の上で対応を判断する。

新しい映画製作に向けての体制づくり

新型コロナ対策を実行するにあたり、ミーティング、連絡、スタッフィング、スケジュール等、新たな撮影体制の確立が必須である。

① 連絡系統

他社との接触機会削減のため、美打ちやオールスタッフなどのスタッフ間の情報共有の方法論を変えていく必要がある。円滑な情報共有のために新たな体制を構築する。制作現場においては、プロデューサーが常駐するなど、必ず重大な判断を迅速に行うことが可能な体制を維持する。

② 専属スタッフをスタッフィングする

感染対策、消毒、健康管理を担当する専属スタッフを最低1名配置する。担当者は、作品関係者に感染対策等、ガイドラインが正しく運用されているのかを確認する。望ましくは医療従事者だが、撮影現場においてチェックリストに従い、対策措置を確実に実行する専任スタッフを配置する。

③ 安全管理資格の取得

制作プロダクションは、プロデューサーや現場担当者に「職長・安全衛生責任者」の資格取得を推奨する。

④ 新型コロナウイルス対策でのスケジュールの配慮

制作プロダクションは、新型コロナウイルス対策を講じる上で、一定の時間的な配慮が必要であることを作品関係者に周知し、検温、消毒、換気、ソーシャルディスタンスによる食事の時間など、対策に必要な時間を考慮したスケジュールを作成する。また作品関係者に対し、遅延なきスムーズな作業を心掛け、対策のための時間を圧迫しないよう努力する義務があることを指導しなければならない。また、作品関係者の体力が消耗し、免疫力の低下を招くような、スケジュールの許容または強要をしてはならない。

⑤ 社会的対応

制作プロダクションは、映画制作という集団作業を行う上で、撮影行為そのものが通報の対象になりかねないことを作品関係者に周知し、撮影地等の地域の理解を得られる行動を指導する。都道府県間の移動が必要な制作作品の場合は、フィルムコミッションに相談や協力を求め、地元の協力を得られるよう努める。

⑥ 感染拡大への防止体制

作品関係者が新型コロナウイルスに感染した場合に備え、パート間の行き来を減らす、可能な限り他者とモノを共有しない、各部署間での接触や物のやり取り、紙の書類の配布などを控える、応援スタッフを減らす等、感染拡大を防ぐ制作体制を構築する必要がある。

⑦ オンラインの活用

打ち合わせ等の従来の対面型の作業は、オンラインを利用して、可能な限り接触機会を削減しなければならない。キャスティングにおけるオーディションや面接の際にも、オンラインを活用し、可能な限り対面でのキャスティングの機会を減らす。

⑧ 人員配置への配慮

感染後に重症化するリスクが高い高齢なスタッフやキャスティングする場合は、スケジュールや体調管理に、より一層の配慮が求められる。

⑨ 大規模・多人数での撮影

多くの俳優やエキストラの参加が必要な大規模な撮影は、現在極めて実行が難しいことを認識する必要がある。企画の性質上、不可避な場合は、スタッフ・俳優

はもちろん、撮影場所の自治体（FG など）、警察、近隣住民、および全エキストラの同意を得る必要がある。また、今後、現場の状況により合成、アフレコ等の後処理の負担が増加することも留意すべきである。

⑩ 保険の加入

新型コロナウイルス感染症に対応した撮影保険への加入を推奨する。加入した際は、対象者となる作品関係者には、保険内容を十分に説明することが必要となる。

⑪ 契約書と合意書の必要性

今後は、作品関係者との契約と同意が必須である。金銭的な合意のみならず、感染症等、製作工程における対策とリスクを十分に説明し、必ず両者が合意した契約書や受発注書等を作成し、相互に確認する必要がある。